

次世代育成支援対策行動計画

活動期間：H28.3.1～33.2.28

1. 子育てを行う労働者を対象とする取組み

1. ①子の看護休暇について

→子供が1人の場合は1年間に5日まで、子供が2人以上の場合は1年間に10日まで取得できる上限を増やすことを検討する

→日数5日のうちの有給化を段階的に増やすことを検討する

→看護休暇の取得を促進、取得率アップを目指し制度の周知徹底を図る

1. ①を達成する手段

- ・検討委員会を設け検討を行う
- ・社内において周知・啓蒙を行う

1. ②入学式・卒業式・授業参観・家庭訪問といった学校行事の為の休暇について

→子供が義務教育終了までの期間、保護者の出席が求められる学校行事に参加する場合の休暇の取得を促進、制度の周知徹底を図る

1. ②を達成する手段

- ・社内において周知・啓蒙を行う

2. 全社員を対象とする取組み

2. ①有給休暇の取得率のUP

→現状18.0%を21.0%にする。(有給休暇発行社員平均38日分・年間8日取得で21.0%)

2. ①を達成する手段

- ・年次有給休暇の計画的付与制度の創設を検討する
- ・社内において有給休暇の取得を促進する周知（社内報等）を行う